

医療保険の平成27年度の保険料率について（案）

1. 27年度平均保険料率

27年度の平均保険料率は、現行の10%を維持する。

2. 激変緩和措置

激変緩和率の拡大に関する長期の計画を踏まえ、政令の規定に従い激変緩和率を拡大しつつも、過去の精算分を除いた最高保険料率の変動しないような激変緩和率とすることを厚生労働省保険局長に要望済み。

これを受けて厚生労働省保険局保険課から、27年度の激変緩和率を3/10とする旨の内示があった。

3. 都道府県単位保険料率の変更時期

保険料率への影響を最小限にする観点から、都道府県単位保険料率の変更は5月納付分（4月賦課分）からとする。また、介護保険料率についても、適用事業所の事務負担等を踏まえ、5月納付分（4月賦課分）から変更する。